#### 大阪府芸術文化振興補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 府は、府民に優れた芸術文化の鑑賞機会などを提供し、芸術文化の振興を図るため、予算 の定めるところにより、府内の芸術文化団体(以下「団体」という。)が自主的に行う有意義な 事業に対し芸術文化振興補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

### (補助対象団体)

- 第2条 補助の対象となる団体は、次に掲げる芸術文化の分野において、府内に活動の拠点を置き 広域にわたって自主的に有意義な芸術文化活動を行い、かつ、大阪府の文化振興に寄与している と認められ、実績を有するものとする。ただし、大阪府補助金交付規則第二条第二号イからハま でのいずれかに該当する者を除く。
- (1) 舞台芸術(邦楽、洋楽、オペラ、新劇、若者演劇、児童劇、邦舞、バレエ、現代舞踊、古典芸能、大衆芸能及び民族芸能)
- (2) 文芸
- (3) 美術
- (4) その他知事が芸術文化の振興を図るため適当と認めるもの

### (補助対象事業)

- 第3条 補助の対象となる事業は、文化を通じた次世代育成を主たる目的とする、次に掲げるものとする。
- (1) 舞台芸術事業(公演事業、ワークショップ等の事業)
- (2) 出版等による文化普及事業
- (3) 美術振興事業
- (4) その他知事が芸術文化の振興を図るため適当と認める事業

#### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は舞台費、美術作品借料、文芸費、出演料、音楽費、会場 費、印刷費、宣伝費及びその他知事が芸術文化の振興を図るため必要と認める経費とする。

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内、かつ上限1,000千円(ただし、補助対象経費から入場料、協賛金、助成金、補助金等の収入を控除した額の範囲内)とし、予算の範囲内において交付する。ただし、特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できると認められる事業については、上限2,000千円とすることができる。

#### (事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、大阪府芸術文化振興事業計画書(様式第1号)を 知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の内定通知)

- 第7条 知事は、前条の事業計画書を受理した場合はその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときはその金額を内定し、補助金の交付を受けようとする当該団体に対し、通知するものとする。
- 2 知事は、前項の補助金を交付すべきものと認めるにあたっては、あらかじめ大阪府市文化振興 会議の意見を聴いて決定するものとする。

#### (補助金交付の申請)

- 第8条 前条の規定により内定通知を受けた団体は、大阪府芸術文化振興補助金交付申請書並びに 要件確認申立書及び暴力団等審査情報(様式第2号)を所定の期日までに知事に提出しなければ ならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 定款、寄附行為又は規約及び役員名簿
- (2) 前号に掲げるものの他知事が必要と認める書類

### (補助金の交付条件)

- 第9条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付を受けた団体は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にしなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた団体は、補助事業について証拠書類その他関係書類を整備するとともに、補助事業を完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して10年度間保存しなければならない。
- 2 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費総額の20% を超えない額の経費配分の変更をいう。
- 3 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更とは、当初の事業との同一性が 認められる範囲内の変更をいう。
- 4 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、あらか じめ、大阪府芸術文化振興補助金変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならな い。

### (補助金交付の申請の取下げ)

- 第10条 補助金の交付の申請をした団体は、規則第7条の規定による通知を受けとった日から起算 して7日以内に限り当該申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

### (実績報告)

- 第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了した翌日から起算して30日以内に大阪 府芸術文化振興事業実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の事業実績報告書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

### (補助金の交付)

- 第12条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし知事は、補助 事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第5条の規定による補助金交付決定額の 全部又は一部を概算払により交付する。
- 2 前項のただし書き規定により補助金の交付を受けようとする団体は、規則第7条の規定による 通知を受けた日以後、速やかに大阪府芸術文化振興補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提 出しなければならない。ただし、補助金の額の確定後その全額の交付を受けようとするときは、 この限りでない。

### (附則)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

#### (附則)

この要綱は、平成20年8月26日から施行する。

#### (附則)

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

### (附則)

この要綱は、平成23年5月30日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

### (附則)

この要綱は、平成24年1月28日から施行する。

### (附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### (附則)

この要綱は、平成26年1月22日から施行する。ただし、平成26年度の補助事業から適用し、平成25年度の補助事業については、なお従前の例によることとする。

### (附則)

この要綱は、平成28年2月23日から施行する。ただし、平成28年度の補助事業から適用し、平成27年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

#### (附則)

この要綱は、平成29年1月13日から施行する。

### (附則)

この要綱は、平成30年12月26日から施行する。ただし、平成31年度の補助事業から適用し、平成30年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

### (附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### (附則)

この要綱は、令和3年11月9日から施行する。

### (附則)

この要綱は、令和5年11月17日から施行する。ただし、令和6年度の補助事業から適用し、令和5年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

住 所 団体名 代表者 職・氏名

### 年度 大阪府芸術文化振興事業計画書

年度において、補助金の交付を受けたいので、大阪府芸術文化振興補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

事	業	ŧ	名	
事	業	分	野	(該当分野に〇をすること。複数選択可) 音楽 ・ 舞踊 ・ 演劇 ・ 伝統芸能 ・ アート ・ 出版 ・ 文学 その他(
事第	<b></b> 美開始	台予定	日	年 月 日
事業	<b></b>	了予定	日	年 月 日
事	業 σ.	日	的	
事	業 σ.	)効	果	(事業実施や事業目的を達成することによる、当該分野や社会・地域への波及効果について詳細に記載)
	助金る事			(補助金を使用することで事業にどのような効果があるか詳細に記載)
				(実施時期、実施回数、プログラム等、主なアーティスト及びその人数など)
				(実施会場、のべ観客(参加)者数)
				(事業の中核を担う人物(プロデューサーなど)の経歴を詳細に記載)
事	業	内	容	(障がいの有無、国籍、経済的状況などにかかわらず、誰もが参加、鑑賞しやすい合理的な配慮について 詳細に記載)
				(他団体との連携について詳細に記載)
				(上記のほか、特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できると認められる場合は、その内容を詳細に記載)

補助期間終了 後の事業展開	(翌年度の事業展開について詳細に記載) (翌々年度以降の事業展開について詳細に記載)
共 催 者 名	共 催 内 容 (具体的に)
後援者名	後 援 内 容 (具体的に)
協養者名	協 賛 内 容 (具体的に)
交付を受ける 補助金	The state of the s

※各記入欄は必要に応じて拡大してください。

## (様式第1号-2)

## 団体の概要

	.,,,,,	7			
団 体	の名称				
団体の	)所在地	₸		電話番号 FAX	
団体設	立年月日			団体ホームペ ージアドレス	
団体の	主な事業				
団体の 負	資産及び 債	純資産: 負 債:	円 円		
組	織	(役職員の状況) 構成員数: 役員数:	名 名	団体構成員及	び加入条件等)
沿	革				
目	的				
		年度	年	度	年度
	3 年 間動 状 況				
	総収入				
最近	総支出				
3年間の財政	当期損益				
状 況	他の補助 金・助成 金等受領 実				

※規約等(法人の場合は定款、寄附行為等)及び現時点の役員名簿を添付すること。

※各記入欄は必要に応じて拡大してください。

# (様式第1号-3)

実行委員会の中核となる団体の概要 ※事業者が実行委員会の場合に記入

	~	C O O D IT OF IM S	小子木口7.	$\mathcal{L}_{1}$	- 30 ET - 1107 C
	会の中核と 体 の 名 称				
団 体 の	)所在地	₹		電話番号 F A X	
団体設	立年月日			団体ホームペ ージアドレス	
団体の	主な事業				
団体の 負	資産及び 債	純資産: 負 債:	円 円		
組	織	(役職員の状況) 構成員数: 役員数:	名 名	団体構成員及	び加入条件等)
沿	革				
目	的				
		年度	年	度	年度
	3 年 間動 状 況				
	総収入				
最近	総支出				
3年間 の財政 状 況	当期損益				
1人 近	他の補助 金 ・ 助成金等 受領実績				

※規約等(法人の場合は定款、寄附行為等)及び現時点の役員名簿を添付すること。

※各記入欄は必要に応じて拡大してください。

### (様式第1号-4)

収支予算書

			科目	金額(円)	内訳
	収入	入場料等収入	小計 自己負担金 計		
			計		
事業収支予算	支出	補助対象経費	小計		
			77.81		
		補助対象外経費	.1.=1		
			小計 計		
			計		

住 所 団体名 代表者 職・氏名

### 年度 大阪府芸術文化振興補助金交付申請書

年度において、標記の補助金を下記のとおり受けたいので、大阪府補助金交付規則第4条 及び大阪府芸術文化振興補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請しま す。

記

補助金交付申請額	金千円
補助事業名	
補助事業完了予定年月日	年 月 日
補助事業の目的	
補助事業の効果	(事業実施や事業目的を達成することによる、当該分野や社会・地域への波及効果について詳細に記載)
補助金獲得による事業への効果	(事業実施や事業目的を達成することによる、当該分野や社会・地域への波及効果について詳細に記載)
	(実施時期、実施回数、プログラム等、主なアーティスト及びその人数など)
	(実施会場・のべ観客(参加)者数)
	(事業の中核を担う人物(プロデューサーなど)の経歴を詳細に記載)
補助事業の内容	(障がいの有無、国籍、経済的状況などにかかわらず、誰もが参加、鑑賞しやすい合理的な配慮について詳細に記載)
	(他団体との連携について詳細に記載)
	(上記のほか、特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できると認められる場合は、その内容を詳細に記載)

(翌年度の事業展開について詳細に記載)						
	補助期間終了後の					
	事 業 展 開					
	補助事業の経費	負	担	1 者		
	のうち補助金に よって賄われる 部分以外に関す	負	担	額	H	
1	る事項	負	担	方 法		

# (様式第2号-2)

収支予算書

			科目	金額(円)	内訳
	収入	入場料等収入	<b>小計</b>		
			自己負担金		
			計		
補助事業収支予算	支出	補助対象経費			
			小計		
		補助対象外経費			
			小計		
			計		
	備考				

# 要件確認申立書

大阪府知事 様

私(当団体)は、大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、 大阪府芸術文化振興補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、**はい・いいえ**のどちらかを〇で囲んでください。

	申立事項	
	, – , ,	
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する <b>暴力団</b> 、同法第2条第6号に 規定する <b>暴力団員</b> 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する <b>暴力団密接関係者</b> である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2~6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 <b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に <b>暴力</b> 団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	(事業者においては、)次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2~5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行 を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令 又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了 した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ〜ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意 する。	はい・いいえ

 $\frac{1}{2}$   $\times$  「1」  $\sim$  「8」で「はい」に「O」を付けた場合及び「9」  $\sim$  「11」で「いいえ」に「O」を付けた 場合は、補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

住所(所在地)

名称(団体名)

氏名 (代表者)

# 暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府芸術文化振興補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

### <役員情報>

	氏		生年	月日		性別	住所(所在地)	
	カナ(半角)	漢字	元号	年	月	日	土力リ	臣的(的在地)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

- ※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。
- ※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。
- ※氏名のカナは姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。
- ※生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。
- ※生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については頭に「0」を付加 (「01」~「09」)すること。
- ※性別は男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

年 月 日

住 所

団体名

代表者 職・氏名

住 所 団体名 代表者 職・氏名

### 年度 大阪府芸術文化振興補助金変更承認申請書

年度において標記補助金の交付の決定を受けましたが、補助事業に要する経費の配分 (補助事業の内容)の変更の承認を受けたいので、大阪府芸術文化振興補助金交付要綱第9条 第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

### 補助事業変更内容

変更後	変更前
変更理由	
XX Z III	

### 補助金交付申請額

変	更	申	請	額	千円
交	付	決	定	額	千円

## (様式第3号-2)

### 収支予算書

	収入	科目		金額(千円)		変更後の内訳
				変更後	変更前	交叉後のといい
		入場料等収入				
			小計			
		自己負担金				
		計				
補助事業収支予算	支出	補助対象経費				
			小計			
		補助対象外経費				
			小計			
			計 ·			
備考						

住 所 団体名 代表者 職・氏名

### 年度 大阪府芸術文化振興事業実績報告書

大阪府補助金交付規則第12条及び大阪府芸術文化振興補助金交付要綱第11条第1項の 規定により、下記のとおり報告します。

記

### 1. 補助金の精算

補助金交付決定額	千円
補助金精算額	千円
補助金概算払交付済額	千円
差引(精算払)請求額	千円

## 2. 事業実績報告

補助事業名	
補助事業完了日	年 月 日
補助事業の目的	
(交付申請書と同じ内容を 記載)	
補助事業の効果	
(交付申請書と同じ内容を 記載)	
補 助 事 業 の 内容及び実績 (実施日時・実施会場・ 実施回数・来場者数・内容・広報等)	
補助事業の成果(目標達成度)	
補 助 事 業 の 今 後 の 課 題	
補助金による効果	

## 収支決算書

	収入	科目		金額(円)		内訳	
				申請額	精算額	אם ניז	
		入場料等収入					
			小計				
		団体自己負担金					
		計					
補助対象事業収支決算	支出	補助対象経費					
			小計				
		補助対象外経費					
			小計				
		計					
備考							

住 所 団体名 代表者 職・氏名

# 年度 大阪府芸術文化振興補助金交付請求書

大阪府芸術文化振興補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

			<u>金</u>	千円	
ただし、	年	月	日付け大阪府交付指令	第	号に基づく補助金

補助金交付決定額	千円
概算払請求額	千円
差引	千円
概算払を必要とする理由	